

呉市教育委員会会議録
(令和5年3月23日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年3月23日定例会

- 1 開催日時 令和5年3月23日(木) 15:00開会
15:56閉会
- 2 開催場所 753会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
中央図書館長 井手口浩昌
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第7号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
 - (4) 教議第17号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 教議第18号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (6) 報告第8号 令和4年度教育費補正予算について
 - (7) 教議第19号 職員人事について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・森尾委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和5年3月10日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、予算に係る案件のため非公開、日程第7については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第7号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から令和5年3月15日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ3,473校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ536校、陽性となった学校関係者は延べ7,094名となっております。また、資料にはございませんが、3月8日以降、学校関係の陽性者が0人の日が5回ありました。これは、令和4年6月5日以来のことでした。また、1週間の学校関係の感染者数も一桁となっており、減少しております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、現在は国の衛生管理マニュアルのレベル1の行動基準に基づき、対応しております。引き続き、基本的な感染症対策を徹底し、学校行事については、できる限りの感染症対策を講じた上で実施することとしております。

なお、3月17日に県から通知があり、4月1日以降は「国の衛生管理マニュアル ver. 9」に基づく対応となります。学校では、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密を避ける」「身体的距離を確保する」といった感染症対策を徹底することが示されており、学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となっております。

最後に、入学式など儀式的行事の場面でも同様の対応となっております。入学式においては、来賓の出席を求めることとしております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第7号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第17号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第17号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第17号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料8ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

地方公務員法の一部改正により再任用制度が廃止され、定年前再任用制度が新設されることに伴い、所要の規定の整備及び引用条項の整理をするものです。

呉市全体で、市長部局の規定に合わせるよう、改正を行っております。

2の改正の内容を御覧ください。

呉市教育委員会が交付する辞令書について、次のように改めます。

(1)会計年度任用職員及び臨時的任用職員の採用並びに定年後の勤務延長について、引用条項の整理をします。

(2)再任用についての規定を、定年前再任用についての規定に改めます。

(3)再任用制度が廃止され、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで、暫定再任用制度に移行することについて、経過措置として必要となる読替規定の整備をします。

3の施行期日は令和5年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、3ページから7ページに記載しております。

改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第17号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 改正の趣旨の再任用制度が廃止され、定年前再任用制度が新設される。今まであ

った再任用の制度が廃止される代わりに、定年前に再任用を決めるということですか。

宇根課長 現在は、定年が60歳でありまして60歳以降は再任用の制度に伴い引き続き勤務をする形となっておりますが、定年の延長が国の制度に準用しまして令和13年度に65歳の定年に向けて段階的に移行してまいりますので、現在の制度を廃止し、新たな再任用制度を進めていくものでございます。

教育長 もう少し具体的にお願いします。

宇根課長 来年度から定年延長の制度が始まりまして、今までは60歳で定年となっております職員の定年が61歳に延長されます。それから2年後に61歳の定年が62歳に延長され、またその2年後に62歳から63歳へ、その2年後に63歳から64歳、令和13年度に最終的に定年が65歳になります。それに伴いまして、今は暫定再任用制度があるのですが、それがなくなっていくこととなります。

教育長 今は定年が60歳で、61歳は再任用になるが、来年度は61歳が定年で62歳が再任用になるのに定年前再任用の定年前というのが分かりにくい。定年前になぜ再任用というのが新設されるのか。再任用制度がなくなって、定年前に再任用ができるというのは言葉として意味が分かりにくい。

宇根課長 基本的には定年が65歳になりますので、それより前の62歳から65歳までを暫定再任用という表現となります。

教育長 65歳が定年になる。その前に再任用をするのが暫定再任用制度という形で新設する。

森尾委員 今は60歳になったら定年ですよ。来年度から定年が61歳ですが、それに該当する方には59歳の時に「あなたの定年は61歳ですよ。」というような知らせがあったりするのですか。

宇根課長 59歳の時に60歳以降の働き方について意思表示をしてもらう形になります。

森尾委員 こちらから聞いて回るのですか。

教育長 一人一人聞いていくのではなく、市役所の職員は、「何年には何歳になる人が定年ですよ。何年生まれの人は何歳が定年ですよ。」ということを知らせます。

佐々木委員 結局、再任用ではなくて、定年の延長を1年ずつやって行くという話ですよ。それを再任用という言葉を使っているということですか。

教育長 そうではなく、65歳の定年に向けて定年が1年ずつ延びる、その定年が終わって65歳までの間が再任用となるので、市として、その期間を暫定再任用という言葉を使うということになります。

佐々木委員 定年は65歳だが、それまでの間の期間のことですね。

教育長 定年のピークは65歳ですが、それに向けて1年ずつ段階的に定年が延びていく、それぞれの定年から最終的な65歳までの間を暫定再任用として新たな制度を設けるということになります。

佐々木委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

| |
|--|
| 教議第18号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定 について |
|--|

教 育 長 次に、日程第5の教議第18号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第18号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料11ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

個人情報関係の法改正等に対応するとともに、学校運営協議会の委員の委嘱等及び附属機関の運営について教育委員会と教育長の職務権限を整理して事務の改善を図るため、所要の規定を整備するものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う呉市個人情報保護条例の廃止により、関係する箇所の規定を改めます。

(2)学校運営協議会の委員の委嘱等について、教育長に専決させるものとします。

天応学園学校運営協議会の委員の委嘱につきましては、2月定例会で議決いただいたところでございますが、任期が1年でございますので、毎年委嘱の事務が発生すること、今後ほかの学校での設置も進むことが想定されることから、事務の改善のため、教育長専決とするものです。

(3)教育委員会の附属機関の運営について、教育長に専決させるものとします。

新しく設置される学校運営協議会の運営につきましては、一般的な附属機関とは異なり、教育委員会からの指導、助言及び情報提供、また、研修を実施するなどの形で関与することとなっております。これらの指導等につき、事務を速やかに行うため、教育長専決とするものです。

3の施行期日は令和5年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、9ページから10ページに記載しております。

改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第18号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありました。が、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります

(15:21)

報告第8号 令和4年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教 育 長 これより秘密会の議題に入ります。
 (15 : 47)

教議第19号 職員人事について

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
 (15 : 56)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（令和5年3月23日定例会）